

《研究ノート》

保安職業従事者とその家族への  
ソーシャルワークに関する試論（3）

－米国のMilitary Social Workの現状と養成課程を参考に－

田中 顕悟

# 保安職業従事者とその家族への ソーシャルワークに関する試論（3） －米国のMilitary Social Workの現状と養成課程を参考に－

田中 顕悟

和文抄録：本研究では、前稿「保安職業従事者とその家族へのソーシャルワークに関する試論（1）（2）」に引き続き、保安職業従事者（特に自衛官）とその家族を対象としたソーシャルワークに関し、*NASW Standards for Social Work Practice with Service Members, Veterans, & Their Families*を題材に論考を行った。その結果、彼らへのソーシャルワークの展開に際しては、アメリカのMilitary Social Workの知見を参考としながらも、わが国独自の理論構築を行う必要があることを指摘した。また、その際に彼らを取り巻く環境要因としての「国内・国際情勢」「組織」「任務」の影響と、彼らの身体的・心理的・社会的側面に影響を及ぼす「職業文化」の特性に関する視点を保有したソーシャルワークの展開が必要であることを提言した。

キーワード：保安職業従事者・Military Social Work・Military Social Worker

## I. 序論

### I-1. はじめに

これまで、「保安職業従事者とその家族へのソーシャルワークに関する試論（1）（2）」（以下、前稿）では、アメリカのMilitary Social Workの定義等の集約ならびに*NASW Standards for Social Work Practice with Service Members, Veterans, & Their Families*の「(1) Introduction・Definitions・Guiding Principles・Goals」および「Standards for Professional Practice 1～6」をもとに、Military Social Workの全体像について整理を行った。その結果、我が国では十分な実践・研究活動が見られない保安職業従事者（特に自衛官。以下、本研究において保安職業従事者と表記する場合は、自衛官を表すものとする）とその家族を対象としたソーシャルワークに関し検討を進める際には、先ず何よりも彼らが所属する職業集団の環境とその特徴ならびに任務の内容の固有性等を十分に把握・理解する必要性があることが推究された。

そこで本稿では前稿に引き続き、*NASW Standards for Social Work Practice with Service Members, Veterans, & Their Families*を題材とし、特に「Standard 7～12」の概要の整理をすすめ、前稿までの総括として保安職業従事者とその家族へのソーシャルワークの試論を展開する。

### I-2. 研究対象と研究目的

本研究は、前稿と同様に、総務省の「日本標準職業分類」を参考とし、昨今の保安職業従事者を取り巻く国内外情勢の著しい変動と、それに伴う自衛隊という職業の場における任務の内容の変化がもたらす隊員とその家族の生活への影響を考慮した際に、生活の全体性と継続性に着目し、かつ人間と環境の接点に介入するソー

シャルワークを基盤とした体系的な支援システムの構築について検討を進める必要性が十分にあると考え、「日本標準職業分類」の「F 保安職業従事者」のうち「自衛官」とその家族を研究対象として措定した。

そこで、「日本標準職業分類」では本研究の対象である保安職業従事者を「国家の防衛、(略中)などの仕事に従事するもの」と規定していることから、既にアメリカでは「国家の防衛」に関わる職業集団いわゆる「Military」に所属する人々（ここでは特に兵士本人とその家族等）へのソーシャルワーク（Military Social Work。以下、MilSW）の実践が展開され、なおかつ大学院において専門職（Military Social Worker。以下、MilSWer）が養成され、既にMilitaryに配属されている状況に着目し、その実践・養成に関わる知見ならびに知識・技術等を明らかにし、将来的にそれらの我が国における保安職業従事者とその家族に対する支援への活用等について試論を展開することを目的とした。

### I-3. 本研究の構成と研究方法

本研究では、上記の研究目的にそって次のような課題を設定した。

- 1) アメリカのMilSWとMilSWerの養成が、理論・実践的見地からソーシャルワークの一領域としての固有性を有していることを確認する。
- 2) 1)を基盤に、National Association of Social Workers（全米ソーシャルワーカー協会、以下NASW）が発行している*NASW Standards for Social Work Practice with Service Members, Veterans, & Their Families*を元に、MilSWの展開に伴いMilSWerに修得が期待される知識・技術及び全体像について整理を行い、我が国におけるそれらの活用の可能性について論考を行う。

研究方法は、研究目的・研究課題にそって、MilSWの概要・実践状況・支援対象およびMilSWerの養成体系に関わる文献・資料ならびにMilSWに関わる機関がWeb上で公開している資料・情報等を活用した。

また、2011-2012年に筆者がアメリカのMilSWerの養成課程がある大学院での講義等に参加し得た資料等を参考にした。その中でも特に、NASWが刊行している*NASW Standards for Social Work Practice with Service Members, Veterans, & Their Families*に着目し、MilSWの固有性等について整理・分析を行うことで、我が国の保安職業従事者とその家族への支援に際し活用可能な示唆を得ることを狙いとした。

なお、本報告は文献・資料による研究であり、参照した文献の存在・出典を明示するとともに、先行研究が示す知見と自らが明らかにした知見を区別し論考を行った。

## II 本論

### II-1. *NASW Standards for Social Work Practice with Service Members, Veterans, & Their Families*の全体像

前稿に続き、NASWが作成・公開している、MilSWerの養成にかかわる方針ならびにサービスの基準および実践者へのMilSWに関する継続した教育・トレーニングにかかわるプログラムのためのガイドラインである*NASW Standards for Social Work Practice with Service Members, Veterans, & Their Families*（以下、ガイドライン）をもとに論考を行う。

本研究で、このガイドラインを題材に論考を進める根拠としては、本研究の対象が保安職業従事者とその家族であるように、本ガイドラインでもその対象を「Service Members」（兵士本人。以下、SM）と「Veterans」（退役軍人。以下、VT）及び「Their Families」（家族）としているためである。

また、この「Standards」に関しNASWは、ソーシャルワーカーが提供すべきサービスを示すベンチマークならびに新人および熟練したソーシャルワーカーにとっての「ツールキットの役割を担う」（NASW Practice & Professional Development）のものであるとしている。

そこで本稿では、このガイドラインで示されている項目の内、「(2) Standards for Professional Practice」の中でも「Standard 7. Professional Development, Standard 8. Supervision, Leadership, Education, and Training、

Standard 9. Documentation, Standard10. Interdisciplinary Leadership and Collaboration, Standard11. Cultural Competence, Standard12. Advocacy」(NASW 2012: 26-37)の概要について整理を行い、保安職業従事者とその家族へのソーシャルワークの試論を展開する。

## Ⅱ-2. 「(2) Standards for Professional Practice」の概要

「Standards for Professional Practice」の各項目の基準についてNASWは、「個々のソーシャルワーカーが提供すべきサービス内容ならびに受けてきた専門教育内容やこれまでの経験そして雇用状況に即して、その適用を判断することが望ましい」・「基準の記述順序はその重要度の順位を反映していない」(NASW 2012: 13)としている。以下、各項目の概要を抜粋・整理する。

### Standard7. Professional Development (基準7. 専門性の向上)

本項では、SM・VTとその家族と活動するソーシャルワーカーは、*NASW Standards for Continuing Professional Education* (NASW 2002)と州の必要要件に従い、継続的に専門性を深める個人的義務があるとされている。また、ソーシャルワーカーが彼らと共に活動をするシステムは複雑かつ変化する場合があるため、そのシステムに関する理論ならびに実践知識、そして心理社会的・医療的・精神と行動にかかわる医療サービスに関するネットワークに精通していることが必要不可欠であるとしている。

また、本項目に関する解説の要旨として、効果的な支援活動を展開するためには、最善または最新の実践モデルおよび自らが働くシステムの変化について熟知している必要がある、としている。ソーシャルワーカーは、兵役と関連した健康と行動上の健康問題が、SM・VTの戦闘経験あるいは戦闘に関連した活動に従事したことが時間的経過により変化することと、それらの健康と行動上の健康問題に特化した、研究と根拠に基づいた治療に関する情報に精通している必要があると指摘している。さらに、この目的を果たすため、ソーシャルワーカーは教育や研修を通じ継続的に自らの業務を改善し、こうした知識を同僚にも広めるよう努める必要があるとしている。

### Standard8. Supervision, Leadership, Education, and Training (基準8. スーパービジョン、リーダーシップ、教育、研修)

本項では、SM・VTとその家族と活動するソーシャルワーカーは、この集団に直接的・間接的に影響する個人、集団、組織と共に、教育、スーパービジョン、管理、研究エフォートについてリーダーシップを発揮する義務がある、としている。

本項目に関する解説の要旨として、新人のソーシャルワーカー、または新たにこの領域の支援活動に転向したソーシャルワーカー、そしてその能力を深めつつあるソーシャルワーカーに、教育や研修、指導の機会を提供するだけでなく、その専門知識やコンサルテーションを、個人、集団、組織に提供することが必要としている。さらに、可能であれば熟練したソーシャルワーカーは、ソーシャルワークの教育機関やコミュニティの継続学習の場と協働し、軍とVTのソーシャルワークのプログラムを公的にサポートし、この専門分野への関心を高め奨励するとともに、実習中のソーシャルワーカーや研修医、学生へのスーパービジョンの他、ソーシャルワークという専門職とソーシャルワークの介入の有効性を証明する必要があるとしている。

### Standard9. Documentation (基準9. 記録)

本項では、ソーシャルワーカーには、SM・VTとその家族とのソーシャルワーク・サービスの記録の種別を提示すると共に、その作成・管理上の留意点について整理している。また、そこには支援目標に応じ、クライアントとクライアントシステムのアセスメントや支援に適切な情報・クライアントのソーシャルワークの関わりと結果・立法に関する管理上の規則と方針が反映される必要があるとしている。

本項目に関する解説の要旨として、明確で簡潔に整理された記録は、質の高いソーシャルワーク・サービスを保証するものであり、ソーシャルワーカーや他の専門家、クライアントとのコミュニケーション方法として役に立つとしている。

### Standard10. Interdisciplinary Leadership and Collaboration (基準10. 学際的なリーダーシップと連携)

ソーシャルワーカーは、SM・VTとその家族に対するサービスの包括的な提供に向け、様々な研究分野にか

かわる組織間の協力を深めるよう努めるべきである。ソーシャルワーカーはそのクライアントと関連する地方、州、連邦の組織と提携して働く必要があり、このような連携を可能とするのは、相互の尊敬・情報の共有・効果的なコミュニケーションであるとしている。

本項目に関する解説の要旨は次のように整理される。

多くの学問分野にまたがるチームのリーダーかつメンバーとしてソーシャルワーカーは、その業務分野の総合的な目標と目的・課題を自覚し、クライアントや家族、その他関係する専門家と組織にそれらを説明する必要がある。また、チームアプローチの一環として、ソーシャルワーカーに求められる能力は以下のように整理される（NASW 2012：31-32）。

- ・所属している機関や組織・グループの使命と機能を理解する。
- ・他の関連する専門家および組織の役割を理解する。
- ・他の専門分野や機関と適切にコミュニケーションを行い、協力し協働で支援を行う。
- ・クライアントの幸福に関わる可能性がある個人や組織とのコミュニケーションを進め、クライアントを励まし支える。
- ・ソーシャルワークの役割と責任をチームの他のメンバーに明確に説明でき、かつ確実に伝えられているようにする。
- ・各協働組織の役割と責任が明確に説明でき、かつ確実に伝えられているようにする。
- ・クライアントの情報を敬意を持ちつつ客観的な方法で伝え、クライアントの守秘とプライバシーを守る。
- ・リーダーシップと意思決定の役割について協働する。
- ・SM・VTとその家族のニーズと関連した内容の領域においては、専門知識の分野を明確にする。

#### Standard11. Cultural Competence（基準11. 文化的能力）

ソーシャルワーカーは、SM・VTとその家族に関係するとされる歴史・伝統・価値観・システムについての専門的な知識を向上させ続ける必要がある。またソーシャルワーカーは、*NASW Standards for Cultural Competence in Social Work Practice*（NASW 2001）に精通し、これに従って行動する必要がある。

また、本項目に関する解説の要旨は次のように整理される。

SM・VTとその家族の生活が多様化していることから、ソーシャルワーカーには、SM・VTとその家族が、彼らに関わるMilitaryという組織・部署の特性としての専門的な文化がどのように影響しているかを重視し、それに関する知識を継続的に取得し統合することが重要である。また、MilitaryとVTの文化と、こうした文化が民間コミュニティとどのように相互に作用しているのかについて探求し、その偏見や俗説、固定観念を解消する。さらに、クライアントの兵役に関する差別または偏見の可能性および人種や民族性・出身国・年齢・宗教・性的指向・政治的信条・結婚歴・あるいは精神的または身体的障害等が、他の形の差別や偏見と同様の影響や結果をもたらす可能性があることを認識する必要がある。

さらに、ソーシャルワーカーは個人と職業上の文化の両者を考慮する必要があるとし、それはクライアントがソーシャルワークを認識しアクセスする方法に影響を及ぼす可能性があるとしている。また、文化がこうした決定や経験にいかに関与しているかを理解しているソーシャルワーカーは、ケアをより適切に調整することができるとしている。さらに、*NASW Standards for Cultural Competency in Social Work Practice*（NASW 2001）によれば、文化的能力と文化に敏感であるためには、①倫理観と価値観。②自己覚知・③異文化知識・④異文化スキル・⑤サービスの提供・⑥エンパワーメントと権利擁護・⑦多様な従事者・⑧専門教育・⑨言語の多様性・⑩異文化リーダーシップ、が必要であるとしている。

#### Standard12. Advocacy（基準12. 権利擁護）

本項目では、ソーシャルワーカーにはSM・VTとその家族のニーズと利益を擁護する責任があるとしている。

また、本項目に関する解説の要旨は次のように整理される。

ソーシャルワーカーは、全ての人々が基本的なヒューマンニーズを満たし、十分に成長するために必要な資源・雇用・サービス・機会に確実に等しくアクセスできるようにすることを擁護する（NASW 2008）。また、

ソーシャルワーカーには全てのクライアント、特にマイクロおよびマクロレベルの両方で、公民権を奪われたか、非常に傷つきやすいクライアントのニーズを擁護する特別な責任がある。ソーシャルワーカーはサービスを妨げるものを特定し、積極的にそれらの障害を解消するよう努める。質の改善を擁護する責任は、ソーシャルワーカーが業務上の役割の拡大、リーダーシップ・プログラムの発展、新しい専門家の指導者として行動する義務を意味する。さらに、SM・VTとその家族の支援活動に従事するソーシャルワーカーは、以下の事項を実践する（NASW 2012：36-37）。

- ①クライアントとその家族が自分たちのケア目標を話し合い、ケア・システムを通じて協議すること支援する。
- ②SM・VTとその家族の自己の権利擁護を可能とする、フォーマル・インフォーマルなコミュニティ資源を効果的に活用することを支援する。
- ③クライアントの視点からケアの障害とニーズを特定し、すぐに利用が可能ではない資源とサービスをはっきりさせる。
- ④クライアントが、自分自身の最高の擁護者となり自分のために擁護できるようクライアントと活動する。
- ⑤クライアントにとって、可能な限り最高のサービス提供と擁護システムを提供するため、外部組織や機関との協働作業にかかわり構築する。
- ⑦SM・VTとその家族とのソーシャルワークに影響する裁判所判決や予算決定・法律・規則・規制と政策・そして手続きを把握し、可能な場合はフィードバックを提供する
- ⑧クライアントにとって重要な訴訟や新政策・法律の制定・政策を支援するため、地方・州・連邦政府レベルでの協力者を把握する。
- ⑨政治的重要課題を理解すると共に、選出議員の地位を守る。
- ⑩政府のヒアリングと説明会に参加、あるいはこれらの内容を把握し、可能な場合は証言や解説を行う。
- ⑪マイクロ・マクロレベルからの、あるいは「事例から原因へ」としての権利擁護について理解する。
- ⑫職業上の役割の拡大、リーダーシップ・プログラムの発展、新しい専門家の指導を行う。
- ⑬広報者として、クライアントに固有なニーズとソーシャルワークの重要な役割について、教育関係者・報道関係者・専門家・政策決定権者・その他の利害関係者を教育する。
- ⑭予算の検討が、専門職や彼らにどのように影響するかを理解し、必要に応じてソーシャルワークサービスの予算調達を強化することを提言する。
- ⑮専門職の役割におけるSM・VT等への支援の限界についての理解。
- ⑯クライアントや専門職に影響を及ぼす関連ニュースや最新動向について最新情報を入手する。

### II-3. 考察

以上、本研究は三部構成によりNASWのガイドライン等の知見を題材とし、まずはアメリカのMilSWとMilSWerの養成が理論・実践的見地からソーシャルワークの一領域としての固有性を有していることを確認した。

しかしながら、これらの知見はいずれも過去・現在のアメリカにおけるMilSWの実践・研究活動を基盤としたものであるため、我が国の保安職業従事者とその家族へのソーシャルワークの展開については、本研究で明らかとなった知見を基盤に、保安職業従事者とその家族を取り巻く情勢および環境等を考慮した、独自の理論構築を行う必要があると考える。

一方、平成28年3月29日の「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律・国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」の施行等の影響による、保安職業従事者とその家族を取り巻く状況ならびに自衛隊という職業の場における任務の内容の変化は不透明であり、その変化が隊員の任務上のリスクの増大に直結するとは断言できないながらも、将来的な彼らの生活への影響を無視することはできないと考えられる。

さらに、保安職業従事者の家族への支援に関する動きとして、2017年5月には、陸上自衛隊、自衛隊家族会及び隊友会が「隊員家族の支援に対する協力に関する協定書」を締結した他、これまでに既に複数の自治体と自衛隊の駐屯地・基地との間で、留守（隊員）家族支援に関する協定が締結されており<sup>2</sup>、必要に応じ家族への支援が行われている状況を鑑みると、予防的な見地からも彼らの生活の全体性と継続性に着目し、人間と環境の接点に介入するソーシャルワークを基盤とした体系的な支援システムの構築について検討を進める必要性は十分にあると考えられよう。

その際に必要となる視点の一つを示したものが「図1 保安職業従事者と家族の生活課題への視点」である。

これは、ソーシャルワークの従来の実践視点に加えて、本研究で整理を行ったNASWのガイドラインの視点を参考に、保安職業従事者とその家族へのソーシャルワーク実践に際しては、彼らを取り巻く環境要因である「国内・国際情勢」「組織（防衛省・自衛隊全体と各隊員が配属されている駐屯地・基地等を指す）」ならびに保安職業従事者が従事する「任務」の影響を考慮する必要があることを整理したものである。

さらに、ガイドラインの「Standard 11. Cultural Competence（基準11. 文化的能力）」で示された「文化」を自衛隊という「職業・職場」に固有の「職業文化」としてとらえ、それが保安職業従事者とその家族の身体・心理・社会的側面とそこに生じる「複合的な生活課題」に影響を与えている構造を勘案し図表化した。

保安職業従事者とその家族の生活に多大な影響を与える「任務」は、国内・国際情勢（安全保障環境の変動ならびに国内・国際政治の動向）からの影響が主であると考えられるが、加えて彼らが配属されている駐屯地および基地（現在では、国際平和協力活動等における海外での基地も含む）等のある地域社会との関係性による影響も含まれると言えよう。

なお、この国内・国際情勢の変化は突発的に生じることもあり、それは彼らの任務に影響を与えるだけでなく、家族の生活にも様々な変化をもたらし、場合によってはそこで生じる生活課題への対応が必要となる。また、その国内・国際情勢の影響を受けながらも任務を遂行する「組織」である自衛隊、つまり陸・海・空自衛隊の有する機能は固有のものであり、そこでの任務の内容ならびに平素の訓練等も異なっているため、その根底にある「職業文化」も各組織において固有のものと言える。この「職業文化」は、彼らの「身体的・心理的・社会的側面」に重大な影響を与えていると考えられ、それは彼らが所属する「自衛隊」という「組織」に特有のもので

あり、必然的にそれは平時および有事の「任務」とも大きな関連性を有していると推考される。

以上のことから、保安職業従事者とその家族を取り巻く「国内・国際情勢」「組織」「任務」は相互に影響を及ぼす関係性を有しているとともに、彼らの「身体的・心理的・社会的側面」は、それらの複合的な影響の結果、時として様々な生活課題に直面することになると考えられる。そのため、保安職業従事者とその家族へのソーシャルワークについては、これらの関係性への理解を深めるための視点の保有と、彼らを取りまく環境下において彼らが直面する可能性のある生活課題への支援活動に際して必要とされる、専門的な知識ならびに支援技術が求められると言え、そのためには保安職業従事者とその家族へのソーシャルワークに特化した養成・研修プログラムの構築が必要になると考えられる。

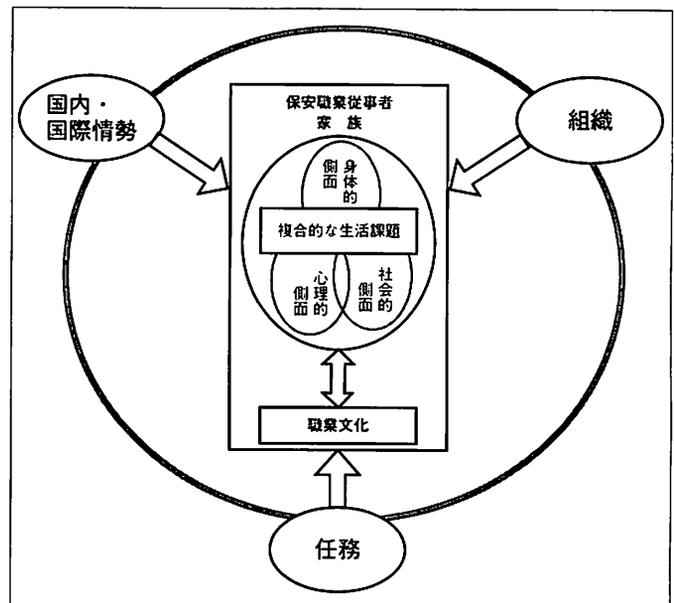


図1 保安職業従事者と家族の生活課題への視点（筆者作成）

### Ⅲ. 結論

我が国を取り巻く国内外の安全保障環境ならびにそれに関連した保安職業従事者とその家族を取り巻く国内外の情勢は、戦後70年強の経過の中でも類のない局面にあると言えよう。そして、それらは将来的に自衛隊という組織体制およびそこでの任務に関連する法的基盤にも大きな影響を及ぼす可能性は否定できず、その結果如何によっては、将来的に彼らの生活に何らかの変動を与える可能性も推測される。

そのため、ソーシャルワークの機能の一つである「予防的機能」の観点からも、現時点ではわが国では十分な実践・研究経過が蓄積されていない保安職業従事者とその家族へのソーシャルワークに関し、アメリカのMillSWの知見を基盤とし、わが国独自の理論構築ならびに展開について検討を進めていく必要性は十分に認められよう。

以上のことから、本研究でこれまで論考を重ねてきた事項を基盤に、我が国の保安職業従事者とその家族へのソーシャルワークについては、現段階では以下のように整理される。

- ①保安職業従事者が所属する「組織」における「任務」の内容ならびに職業環境が、本人とその家族の生活に及ぼす影響を考慮した支援が必要であると考えられ、その際に彼らの生活の全体性と継続性に着目し、人間と環境の接点に介入するソーシャルワークを基盤とした体系的な支援システムの構築は有用であると考えられる。
- ②保安職業従事者とその家族へのソーシャルワークの展開においては、彼らを取り巻くミクロ・メゾ・マクロシステムを十分に理解・把握するとともに、特に刻一刻と変化する「国内・国際情勢」および安全保障環境・政治変動が彼らの生活に与える影響を理解および考慮する必要があると考えられる
- ③保安職業従事者とその家族の支援に関わるソーシャルワーク専門職は、彼らの任務上および日常生活に大きな影響を与えている「職業文化」を十分に理解すると共に、その影響を考慮した支援を展開する必要がある。

保安職業従事者が所属する組織が担う任務の内容ならびにその職業環境は、我が国ならびに他国の安全保障環境および政治変動の影響を大きく受けるものであり、それは彼らの生活において様々な生活課題の発生につながる可能性もある。その生活課題の解決に際しては生活の全体性・継続性の視点に基づき、人間がその環境と相互に影響しあう接点へ介入するソーシャルワークは有用であると考えられる。

特に、彼らの身体的・心理的・社会的側面が不統合状態となる要因のひとつが、保安職業従事者自身の任務に起因する可能性もあるため、彼らへのソーシャルワークの展開においては、その任務の内容と職業環境・組織体系ならびにその根底にある職業文化が、彼らの生活にどのような影響を与えているかについて十分に理解し、ソーシャルワークの専門的知識・技術を活用する必要があると言えよう。そのためにもまずは、彼らの生活実態および彼らを取り巻く情勢・環境の把握に努めるとともに、それに即した我が国独自のソーシャルワークモデルと専門職の養成・研修プログラムの構築が必要と考えられよう。

現代社会では、人々が直面する生活課題は多様化を極め、さらに複雑化・重複化していることは言うまでもない。それらに対して、より柔軟かつ即応的に対応できる専門性および機能を有しているものがソーシャルワークであると考えられる。今後は、本研究で論考を展開した保安職業従事者とその家族へのソーシャルワークだけでなく、より広い視点から様々な職業生活の場にかかわる人々とその家族へのソーシャルワークの展開について検討を進める必要があると考えられる。

#### 付記

本研究は独立行政法人日本学術振興会科学研究助成事業（科学研究費補助金）の（研究課題番号：26590124 挑戦的萌芽研究）の成果の一部である。

## 引用文献

- National Association of Social Workers. (2008). *Code of ethics of the National Association of Social Workers*. Washington, DC: NASW Press.
- National Association of Social Workers. Practice & Professional Development > Practice (<http://www.naswdc.org/practice/standards/index.asp>, 2013年1月10日検索).
- National Association of Social Workers. (2001). *NASW Standards for Cultural Competence in Social Work Practice* ([http://www.nlasw.ca/sites/default/files/inline-files/Cultural\\_Competency\\_Standards.pdf](http://www.nlasw.ca/sites/default/files/inline-files/Cultural_Competency_Standards.pdf) 2017年12月1日検索).
- National Association of Social Workers(2012). *Standards for Social Work Practice with Service Members, Veterans, & Their Families*. (<https://www.socialworkers.org/practice/military/documents/MilitaryStandards2012.pdf>, 2017年5月1日検索).
- National Association of Social Workers(2002). *NASW Standards for Continuing Professional Education* ([https://www.socialworkers.org/LinkClick.aspx?fileticket=qrXmm\\_Wt7jU%3D&portalid=0](https://www.socialworkers.org/LinkClick.aspx?fileticket=qrXmm_Wt7jU%3D&portalid=0) 2017年11月27日検索)
- 総務省Webサイト 日本標準職業分類(平成21年12月統計基準設定) ([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000291936.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000291936.pdf) 2017年5月6日検索).
- 陸上自衛隊(2017) 陸上自衛隊、自衛隊家族会及び隊友会による隊員家族の支援に対する協力に関する中央協定締結式について (<http://www.jkazokukai.or.jp/250-Kazokusienn/Chuoukyoutei.pdf> 2017年12月20日検索).

## 註

- 1 2017年5月18日に、陸上自衛隊、自衛隊家族会及び隊友会の3者間において、隊員家族の支援に対する協力に関して中央協定が締結された。これは関係部外団体等から家族支援に関する協力を受ける施策で、東日本大震災における家族支援の教訓から実効性のある家族支援を行うために開始されたものとされる。中央協定の締結により、3者間の連携を深め各部隊における家族支援の充実を図り、より実効性の高い家族支援施策が推進されるとしている。(陸上自衛隊 2017)
- 2 自治体と自衛隊の駐屯地・基地との災害派遣時等における留守家族支援協定は複数見られ、一例として、御殿場市・裾野市・小山町と富士・滝ヶ原・板妻・駒門の各陸上自衛隊駐屯地(2011年)、東根市と陸上自衛隊神町駐屯地(2015年)、北海道夕張郡長沼町と航空自衛隊長沼分屯基地(2014年)、綾瀬市と第4航空群(2015年)、千歳市と東千歳・北千歳駐屯地(2012年)、登別市と幌別駐屯地(2013年)、留萌市と留萌駐屯地(2013年)、美幌町と美幌駐屯地(2013年)、恵庭市と南恵庭・北恵庭・島松駐屯地(2013年)などが見られ、留守家族の介護・子育て支援などに関する情報提供や、中には、夫婦で夫婦の隊員の場合、駐屯地内の臨時託児所に保育士などが助言・指導または保育士の派遣等が行われている。

# A Consideration of Social Work for Security Workers and their families (3). Based on the present state of the Military Social Work and the training course of the United States

Kengo TANAKA

In this research, a study was carried out using the "NASW Standards for Social Work Practice with Service Members, Veterans & Their Families" to examine social work, specifically in regard to Security workers (particularly Self-Defense Force Members) and their families, and continues the work of the previous manuscript: "A Consideration of Social Work for Security Workers and their families (1).(2)". As a result, when developing social work for them, it was pointed out that it is necessary to build our own theory based on the knowledge of Military Social Work in the United States. Also, at that time, it was proposed that it is necessary to develop social work with a perspective that considers the special characteristic of "business culture" affecting their "physical, psychological, and social aspects," along with the influence of the "domestic and international situation," "organization," and "mission" as environmental factors surrounding them.

**Key Words:** Security workers Military Social Work Military Social Worker